

諮問（不）第 31 号
答申（不）第 31 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和元年 7 月 2 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、令和元年 6 月 19 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「H21. 2 月の A 社の損傷調査書（住宅・事務所・車庫）分全部」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 7 月 2 日付けで、上記情報が記録された公文書の存在が確認できなかったためとの理由を付して本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和元年 10 月 17 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求により求めた文書は補償交渉に必要な重要書類であり、調査中の資料が廃棄されたことは条例第 10 条に違反している。

- (2) 家屋損傷調査査定において、資料がないため、その間の被害はないとの不公平な審査を受け、財産の被害を受けている。
- (3) 県から被害箇所をまとめた資料を提示されたが、発生箇所が少なく、数値が違っていたことから説明を求めると、調査を行ったので問題ないとの回答のみであった。資料には平成 21 年に A 社が調査したことが記載されていたため、その個別の資料があるはずであると思ひ、本件開示請求を行ったところ、一切存在しないとの回答であった。県は都合のいいところだけ出して、都合が悪い資料は存在しないことになっている。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を妥当とした理由

- (1) 請求人が求める公文書は、長崎県文書取扱規程に基づく保存期間が満了したため廃棄処分しており、存在しない。
- (2) 実施機関は、請求人が所有する物件について、事業損失補償のため、工事着手前である平成 16 年 4 月に建物事前調査を実施し、工事完了後の平成 22 年 10 月に建物事後調査を実施している。この 2 回の調査により、請求人所有物件について、実施機関が行った工事前と工事後の状況を比較、検討し、算定を行うことができるため、請求人が求める公文書については、長崎県文書取扱規程に基づく保存期間を満了したことにより廃棄処分を行った。よって、条例第 10 条には違反しない。
- (3) 請求人は本件処分により、家屋損傷調査査定において資料がないためその間の被害はないとの不公平な審査を受けたため、財産の被害を受けていると主張するが、事業損失補償は工事着手前と工事完了後の家屋等の状態を調査することで比較、検討し算定を行うものであり、平成 16 年 4 月に行った建物事前調査及び平成 22 年 10 月に行った建物事後調査により、実施機関が行った工事の影響による損傷等について比較、検討及び算定を行うことができることから、請求人の主張は当たらない。

第 5 審査会の判断理由

当審査会において、本件対象保有個人情報の有無について請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

1 本件対象保有個人情報の保有の有無について

審査会において実施機関に確認したところ、本件対象文書は長崎県文書取扱規程第 51 条の 5 年保存に属する文書の (6) その他 5 年保存を必要と認める文書に該

当するものであり、本件対象文書に含まれる調査時の写真は、平成 22 年に実施した建物事後調査報告書の中にも入っており、結果が引き継がれるような形になっているため、平成 22 年の建物事後調査結果があれば足りると判断し、保存期間満了後廃棄処分したとのことである。

また、本件対象文書について、当時の書類が保管されている倉庫を探索したが確認はできなかったとのことであった。

以上の実施機関の説明によれば、本件文書を保有していないとされることについて、特段不合理な点は認められない。

2 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述等において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

よって、前記第 1 のとおり判断する。

第 6 付言

実施機関の説明によると、請求人が所有する物件にかかる損失補償については、協議が継続中であり、合意に至っていないことから、平成 16 年の事前調査結果、平成 17 年の中間調査結果及び平成 22 年の建物事後調査結果については、長崎県文書取扱規程第 50 条第 1 項ただし書きにある、「保存期間満了後も保存が必要と認められるものについては、引き続いて保存することができる。」に該当するとして、保存期間を延長し保存しているとのことである。このことを勘案すると、本件対象文書についても、協議継続中の案件の資料であり、保存期間の延長の手続きをとらず、本件対象文書を廃棄したことは適切さを欠いた運用であると思料する。

保有個人情報開示制度と文書管理は表裏一体であり、文書管理が適正になされていないならば保有個人情報開示制度の適切な運用はできないと言える。不適切な事象の積み重ねが、ひいては県民の県政に対する信頼を損ねることに繋がることを十分認識の上、適切な文書管理に努められるよう当審査会として要望する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年12月23日	実施機関から諮問書を受理
令和2年7月28日	審査会（審査）
令和2年9月25日	審査会（審査）
令和3年1月22日	審査会（審査）
令和3年3月23日	審査会（審査）
令和3年4月5日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員

氏名	役職	備考
池内 愛	弁護士	会長職務代理者
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	